



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代日本の「貧困観」を対話の素材に
Author(s)	青木, 紀
Citation	教育福祉研究, 14, 27-41
Issue Date	2008-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39609
Type	departmental bulletin paper
File Information	JESW14_003.pdf



現代日本の「貧困観」を対話の素材に

青 木 紀

はじめに

「貧困という現実とそのことにどう対応するかという政策論議との、いわば間（あいだ）に位置する、あるいは両者を媒介するような領域にある、人びとが貧困現象や貧困層あるいは生活保護制度そのものをどのように受け止めているのか、といった現実。われわれの関心はここにある」（青木 2005：69）と3年前に述べた。

それは、このような領域の言説のあり方が公的扶助政策などにいかに影響を与えるかの研究もなく、あるいはそもそも「日本人が貧困をどう捉えているか」といった研究さえもなかったからであった。

以降、文部科学省研究費「現代日本の貧困観に関する実証的研究—アメリカにおける研究動向との対比の中で—」（基盤B、2004～2007年度）に依拠しながら、貧困観に関するアンケート調査やインタビュー調査を行ってきた。また途中で、「貧困・不平等・社会的公正に関する日米シンポジウム」（2006年9月、東京）などを開催し、貧困をめぐる議論の活性化を促し、その成果を公表してきた（青木・杉村 2007）。

以下では、この4年間の総括的な意味を込めながら、さらに深めなければならないという課題を意識しながら、まずはラフな形だがまとめてみようとするものである。ここでは、われわれは否が応でも、とくに調査者としてあえて貧困を定義せずに白紙状態で、人びとに貧困という言葉から浮かべる表象を求めたことからする何らかの責任を取らなければならない。すなわち、最終的にはなぜ貧困か、という疑問に答えることが求められている。それを貧困観の積極的な構築（対話のため

に）という形で問題提起してみようと思う。なおここでは、アンケート結果データなどはすべて省略している¹⁾。

1 違和感と嫌悪感

（1）表象の旋回

貧困は歴史的にみれば、人類史上最大の問題であった。いまでも、日々メディアがアフリカやアジアの国々の貧困を映像を通じて報じている。日本でもつい最近まで身近な問題であった。実際、敗戦直後の状況といった局面を想定してみればそのことは理解できる。しかし、その後の日本社会は、まったくだれもが想像しなかった高度経済成長を遂げて現在に至っている。だから、「貧困」をめぐる人びとが思い浮かべる表象は、たとえ近年貧困・格差が社会問題として扱われることが多くなってきたとはいえ、ほとんどが「われわれの貧困」「身近な貧困」というより、「遠くの貧困」「過去の貧困」である。このことは、少し考えてみればわかりそうなのだが、われわれ自身気がつかないことでもあった。

だから、アンケートで最後にたずねた貧困という言葉に違和感をもった人びとが半数を超えたことは、われわれに、あらためて研究者の認識と人びとの認識との間に横たわる距離の大きさという問題を突きつけてきた。ここで、これまでのアンケート結果から得られた結果を3点ほど簡単にメモ風に列記してみよう。なお以下、「人びと」という言葉を使うが、それはアンケート結果の対象となった人びと²⁾を念頭において「一般」という意味を含ませている。

① 人びとの貧困認識はグローバルな情報と過去

の記憶のなかでイメージされ、現代的な貧困の特徴は何かと言っても、そのイメージは浮かべられにくいし、当然共有もされていない。人びとは(上記のこととも関わるが)、ひとつひとつの貧困の要因あるいは関連する現象を総合化してイメージすることはできていない。

- ② 人びとに貧困の基本要因をたずねれば、一般論として社会的性格に関わる認識は強く、個人的性格に関する認識は相対的に弱い。しかし、「貧困からの脱出」という仮定でたずねれば、個人や家族の努力が頼りになるという認識が一般的である。つまり、基本的には、人びとの貧困へのアプローチは両義的(アンビバレント)である。
- ③ われわれが貧困にあると思われる人びとと、その人びとを援助する側の人びとに、具体的な料金滞納などの経験をたずねれば、大きな格差があるものの、それは互いに見えない状況にある。

そのなかで健康格差・命の格差が生まれ、料金不払い・滞納が生まれてきている現実があり、また生存権裁判が起きている。メディアもこれらを貧困として伝えるようになってきている。とくに「ワーキングプア」という表現はNHKスペシャルなどによる放映の影響もあり、一般化した局面にあると言っているかもしれない。さらに反貧困運動の影響も見逃せない。しかし、メディアのトピックとしての「貧困」は一過性の問題を孕んでいる。いずれにしても、貧困観が人びとの表象である限り、この研究はそのレベルでの表象の意味づけと、その表象の旋回に影響を与えることが実践的には目的となる。

(2) 貧困への嫌悪感

ところで、貧困に対する違和感と関わって言えば、貧困という言葉に対する人びとの嫌悪感は注目される。なぜこの言葉が嫌悪感(反感)を発生させるのか、そこからどんなことが推測できるか。以下、今回のアンケートやインタビューあるいは

過去の調査経験から、思いつく理由と推測を列記してみよう。

- ① 貧困は、「精神的に落ち込む」「恥ずかしい」という感情を貧困にはない人びとも想像するように、だれもが避けたい問題(状態)である。それを、実際の貧困のなかに育った子どもたちが「他人には言えない」「友だちを家に連れて来たくない」と言うのも当然であろう。
- ② 貧困は貧乏という言葉とは異なって、歴史的には政策的用語として使われてきたこともあり、他者から範囲や内容を規定される側面を内包した言葉である。いわゆる「社会構築主義」的な意味では、ポストモダンの立場に立つひとほど、あるいは参加の視点に問題意識をもつひとほど批判的となる内容を含んでいる。
- ③ そのように他者から自分に関わるものが規定されることは、往々にして自分を支える能力や努力が否定されることにつながりかねない側面を強くもつ。また、自らの家族の否定ともつながる場合もある。たとえば、「貧困の世代的再生産」という用語を無限定で使った場合、ラベリングにつながるおそれもある。この他者による規定は、しばしば差別として受け取られ嫌われる。
- ④ ほかの言葉と比較すると、たとえば貧困はマイノリティのようなアイデンティティに関する内容とも異なり、障害のように「受容」というような概念でとらえ直されるようなものでもない。その点、反発の際に依拠する正当化の理由に困難が伴いやすい。また、障害がノーマライゼーションという言葉とともに社会的支持が得やすいのに対して、貧困は支持が得にくい言葉でもある。しかし、日本的なノーマライゼーション思想のなかに貧困が含まれてこなかったことの意味は、障害者問題にとって小さくはない。
- ⑤ 結果として、これまでの生活保護受給者へのインタビューも含んで言えば、たとえば身体

に障害をもつ人びとの自己主張と比較すると、それは明らかに遠慮がちであり、これが貧困の特徴でもある。もちろん反貧困ネットワーク運動のように、あるいは生存権裁判のように、貧困・低所得層の反発もあるのだが、貧困にある当事者自体、一般市民の貧困観に強く左右されている。

個人主義が社会に浸透し、個人がもっとも強く意識される歴史段階において、個人の能力が否定されるという関連において貧困がとらえられる傾向が強いとすれば、それは嫌われるはずである。ここからは、後にも触れるように、貧困の社会的性格がアンケート調査で確認されたかに見えても、それが権利意識に繋がっているようにはとうてい思えない現実が推察され、さらにそれだけでなく、「権利はスティグマを除去しない」(Spicker 1984: 訳書 137)ということも思い出される。貧困は個人の限界＝社会の限界なのだが、そこまで想像力はなかなか働かない。

ここには、貧困観の両義的な性格の使い分けが意識されないままに、結果的に個人的性格の部分だけを受け取るような、それがやがて「自己責任」となって顕在化するような構造があると思われる。感覚的な言い方だが、鋭い感性をもっている人びとほど、このあたりの貧困という言葉が意味する差別的性格に敏感ではないかと推測される。それは、いくら貧困の社会責任説が一般的に認識されていても、その対極にある個人責任説の影響力が、人びとの感じ方の奥深くまで浸透していることの証拠でもある。

しかしそうは言っても、人びとの貧困への実感には距離感がある。つまり、貧困をめぐる表象は圧倒的に「遠くの貧困」「過去の貧困」だからである。このこと自体が、貧困研究の課題として扱われてこなかった事実のもつ意味も小さくはない。なぜなら、「アフリカの貧困」を日本の格差問題と対比して問題提起された場合(曾野 2007)、これを批判するたしかな回答がまだ用意されているとは思えないし、だとすれば、つねにこの戦略は、意

識的にせよ、無意識的にせよ、反貧困運動などを煙たがる勢力によって使われる可能性があるからである。その結果、歯止めのきかない福祉の後退に繋がらうこともある。

2 距離感の克服の視点 —「われわれの貧困」観—

(1) われわれの貧困

A. センの言うように、貧困はどこでも「主要な評価上の関心事」(Sen 1992: 訳書 169)というのは、途上国のみならず先進国でも当てまるが、これまでそのことが必ずしも当てはまっていなかったのが日本である。一方で「貧乏」が日常世界で根付いており、他方でしばしば「生活保護」「生存権」などといった言葉が裁判で知られても、貧困が真正面から争われたことはないようにも思われるからである。それがまた先に触れた「貧困」をめぐる違和感を生み出している。とくに、現実の人びとの貧困認識や生活保護などをめぐる言説が公的扶助政策にいかなる影響をもってきているのか、また日本社会の今後と関わっていかなる役割を果たすのか。かつての朝日訴訟のような時期があったにしても、このような問題意識からする想像力をもって貧困を語るといった姿勢はこれまで弱かった。

これを「現代日本の貧困観」というこれまでの分析課題に関わらせて言えば、指摘したいのは、貧困の社会的性格は知識としてはたしかに共有されている。だが、だからといってこれが「われわれの貧困」という意識として浸透しているかと言えばまったく不透明である。あえて言えば、他人事の「社会的性格」といった認識にとどまっているのではないか。これを貧困への距離感とすれば、その距離をどのように埋めるべきか。たしかに、しばしば主張されるように、だれもが貧困基準以下の生活に陥る、あるいはその経験を多くのひとが実際に経験している、といったことの実証的研究もある(Rank 2005、岩田 2004: 203-204)。この戦術は有効だし、その意味は小さくはない。しかし、なかなか人びとの実感としてはもちにくい

側面もある。たとえば、貧困率といった数字から貧困をイメージすることは通常そう容易なことではない。そもそも貧困率という言葉も一般にはなじみがない。

ではそのような現実も踏まえて、「われわれの貧困」とはいかなることか。ここでは次のように仮定しておきたい。それは、だれでもなりうるといった示唆の他に、少なくとも人びとの共感を引き出し、人びとがその理解を受け入れ、平等や公正あるいは正義といった社会のあり方と深く関わって貧困が問題にされる、あるいは貧困にある人びとの存在がとらえられる、そのような状態の放置の帰結としての社会がイメージできるといったこととの関連で、貧困のもつ意味が想像できることである（この視点は国境を越えていく見通しにもつながりうる）。そのためには、当然人びとは身近な貧困の事実を知らねばならないのだが、それが見えにくいのが格差社会の隠れた本質的意味である。人びとが普通に暮らす地域社会における「『見えない』貧困を見えるように」（青木 2003：24）といったわれわれの主張は、このことと関わっている。

とはいえ、これもまた容易ではない。しかし、言える重要なことのひとつは、その場合（「見えない貧困」を見えるように）、言うまでもなく対話は、市民レベル、人びとの間でのそれが可能なレベルにおいて、説得的に展開される必要があることである。すでに別稿で触れたように（青木 2005）、知識社会学という問題意識を導入すれば（Berger & Luckmann 1966）、とくに貧困をめぐる言説は、「働かざる者食うべからず」といった社会的規範言説、数々の偉人の勤勉型の成功物語言説、経済的自立といった政策論言説など、とくに日本では貧乏という言葉に関わっては、実に多くの庶民レベルでのことわざや教訓あるいはおもしろおかしい川柳的な表現などがある。つまりそれだけ、一方では「貧困」には嫌悪感がもたれつつ議論もしにくい環境にあり、他方では依然として貧乏という表現は深く広く浸透しているからである。

（２）連帯を言う前に、連帯のために

だから、以上のような諸事情を考慮すると、研究者などによって描かれる貧困も、それが「われわれの貧困」として導くような内容を持ち、人びとの議論の素材として提供され、問題意識が共有されていく内容を有していることが必要である。その場合の描き方の視点として提起したいのは、「われわれの貧困」を個人個人の「共感的想像力」による間主観性の成立（Crossley 1996）を展望できるような、個の生活や意識・感覚に即した社会的な貧困問題の描き方に一度はこだわって展開させることである。

その理由については以下に述べていくが、このような視点について、C. W. ミルズの「社会学的想像力」の説明は問題意識を共有する。すなわち「社会学的想像力をもつことによって、いかにして諸個人がその混乱した日常経験のなかで、自分たちの社会的な位置をしばしば誤って意識するか、に、考慮を払うことができるようになる。日常生活のこの混乱の内部でのみ、近代社会の構造を探求することができ、またその構造の内部でさまざまな人間の心理が解明される。このような方法によって、人それぞれの個人的な不安が明確な問題として認識され、また公衆の無関心も公共的な問題との関連で設定されるようになるのである。この想像力をもつことによって得られる最初の収穫は一また想像力を生かそうとする社会科学が第1になすべきことは一みずからその時代に位置づけることによってのみ自己の経験を理解し、自己自身の運命をおしはかることができ、また周囲にいるすべての人びとの生活機会に気付くようになることによって、はじめて自分の生活の機会をも知ることができるのだ、という考えをもつことである」（Mills 1959：訳書 6-7）。当たり前とも言えそうだが、このことは、われわれ研究者を含むだれもが、しばしば立ち止まって留意すべきことであろう。

以上のことは、アメリカの哲学者 R. ローティの問題意識とも重なる面をもつ。ローティは言う。「私が提起する見方は、道徳的な進歩と称される事柄があること、しかもその進歩が現実により広範

な人間の連帯へと向かっていることを肯定するものである。しかし、その連帯は、あらゆる人間存在のうちにある自己の核心、人間の本質を承認することではない。むしろ、連帯とは、伝統的な差異（種族、宗教、人種、習慣、その他の違い）を、苦痛や辱めという点での類似性と比較するならばさほど重要ではないとしだいに考えてゆく能力、私たちとはかなり違った人びとを『われわれ』の範囲のなかに包含されるものと考えてゆく能力である」「哲学的あるいは宗教的な論考よりも、（たとえば小説やエスノグラフィによって）さまざまな苦痛や辱めをそれぞれの細部に立ち入って描くことの方が、道徳的な進歩のために近代の知識人が果たしてきた主な貢献である」（Rorty 1989：訳書 401）と。批判もあるだろうが、このような問題提起に対してどう答えるか、正解が出されているとは思われない。

しかしいづれにしても、ミルズやローティの考え方もさることながら、個々人の生活や意識・感覚にも配慮しながら問題（貧困観）にアプローチしてみようと思うのは、何よりもアンケート結果そのものが、あるいはインタビューによるアンケート結果の確認作業がわれわれに与えた影響が大きい。すなわち、個々人が貧困要因をめぐる両義的な価値観をもち、「孤独なボーリング社会」（Putnam 2000）にあって、個人と家族だけに信頼をよせてサバイバルしようとする実態そのものを、われわれはあらためて「受け取らねばならない」と考えたことに起因している。

また、個人主義の影響、その表現としての自己決定、自己実現、自己表現、個人の尊重などがあり、かつ新自由主義が「自己責任」を絶えず強調している現実もある。いまや良くも悪くも、個々人の判断や行動がこのように意識されている社会であるからこそ、イデオロギー的なアプローチより、とにかく対話と議論を通じた個人の納得と合意を引き出すような方法が求められているようにも思う。とくに、貧困問題に取り組んでいるソーシャルワーカーや活動家あるいは研究者が、もし議論の一方通行や上滑りを避け、何よりもっとも

身近な同僚や友人、大企業や官庁に就職していく学生と真正面から議論するとしたら、少なくともこういうスタンスも求められるのではないか、と思うのである。

3 貧困要因をめぐる両義性の意味 —個人責任と社会責任—

（1）“ずれ”の認識

かつての社会事業段階（19世紀末から20世紀初めの）における貧困調査によって明らかにされた貧困の社会的性格（すなわち「貧困の発見」）は、たしかにその後の社会政策や社会保障の基盤となった。いわゆる貧困観の旋回である（毛利 1990：127-188、安保 2005：189-346）。そこでは、被救済貧民は可視化されていても、それまで「不可視の貧困層」であった労働者の貧困があらたに可視化されたことによって、大きな変化が起きたのである。

この点について安保は次のように述べている。「貧困が社会問題であるという場合、そのことの認識以前に、ある一定の事象が即時的、均質的にそれ自らの姿を『貧困』=『社会問題』として露わにしているわけではない。その時々社会において、貧困にまつわる諸々の事象のうち何が自己の問題として捉えられるかにかかわって、その問題の特殊な構造が可視化＝顕在化されてくるのである。『貧困の発見』とは、社会がそうした問題の構造を自覚することであって、この自覚があってはじめて、問題事象の位相変化を語ることが可能となるのである」（安保：305）。つまり、世紀転換期における貧困観・社会思想の転換とは、それまでの当たり前の貧困の「可視化」ということでもあった。

しかし、その当時のイギリスの労働者が今のような地球規模の貧困情報をもっていたことは考えられず、たとえ貧困の見方に変化があったにしても、日常生活で支配的であったであろう自助論的思考の規範的な存在からすれば、貧困観をめぐる個人責任説が消えてなくなったということではないだろう。

そのことを念頭に置いて、現代に生きる人びと

を考えた場合、一面でスティグレールが「象徴の貧困」と特徴づけて説明しているように (Stiegler 2004)、メディアなどから影響を受けて、自ら考える姿勢が弱い面があるとしても、他面でかつての19世紀イギリスの労働者階級がもっていた知識からすれば、おそらく問題にならないほど社会知識は豊かなものがあるだろう。また同時に、個人主義的思考方法も強くなっている。しかも、現代社会においても勤労精神の規範は生活に浸透しており、戦後の「完全雇用」の神話や失業保険などの整備も考慮し、また近年の新自由主義の影響も考えれば、むしろ人びとの個人責任観は強くなっていると考えても不思議ではない。だとすれば、現在も人びとが1世紀前と同じような貧困観をもっていることを前提に、同じような議論を進めていくことには疑問が湧いてくる。

このことは、先にも述べたように、単純に貧困の「社会的性格」を強調したからといって、すでに社会保障や社会福祉政策の定着を当たり前と思っている人びとの意識変化が引き起こされ、それが福祉の後退をストップさせる力に転化するとは限らないことを意味する。ここでは、さらに財政問題を付け加えて意識変化の困難の理由を説明するだけでなく、われわれの側からもう少し対話のもちかけ方をも意識した配慮が求められている。言いかえると、貧困の理解においても、その前提として、知識や思想あるいはイデオロギーと実際の競争社会における生き様との、ある意味矛盾するような両義性をも含んだ人間理解が必要ではないかと思うのである。

たとえば、これまで述べてきたような“ずれ”について言えば、われわれの貧困認識と「遠くの貧困」を基礎とする貧困認識との“ずれ”だけでなく、私的経験をふまえて言えば、こういう事態はないだろうか。しばしば経験することだが、親の所得と子どもの成績・偏差値などの関係を、いくつかの実証的な表の数字などで説明するとき、話し手はその「不平等性」を強調しているつもりでも、親たち(聴衆)の一部は、「だからもっと子どもに投資することが必要だ」というメッセージ

として受け止めているようなことである。このことは、E. ゴッフマンの言うコミュニケーション過程の「非対称性」でもあり³⁾、いわばパラドックスでもあるが、問題の社会的性格だけを強調すればするほど、人びとは個人的性格を実践的対応の課題として受け止める側面もあるようにもみえる。それは少子化、少子化と叫べば叫ぶほど、少子化が止まらなくなるような悪循環にも似ている。

また、たとえばわれわれが(大学教員や労働組合活動家ら)が社会問題に怒り心頭しながら講義をしたり、運動したりしながら、同時に家庭に帰り、自分の子どもにはひたすら「がんばれ」と言うようなこともあるだろう。そして、できが悪ければ「おまえの努力が足りない」と個人責任を強調する。ここでは、このような矛盾は、R. マートンが言うように、それぞれのパーソナリティの問題というより、その人を取り巻く社会構造に起因するアンビバランスとして、それらが反映されている事態として理解すべきである⁴⁾。だとすれば、このようなことは貧困理解をめぐる関係がないのだろうか。

(2) 無意識の使い分け

すでに指摘したように、貧困の基本的原因が社会的要因に基づく(社会的貧困観)のか個人的要因に基づく(個人的貧困観)のかといったことは、いわばA(社会的)対B(個人的)のような二項対立ではなく、AでもありBでもあるととらえているのが、人びとの生活世界の貧困の理解の仕方であった。

つまり、一方では、人びとは、たとえば大規模なストライキや深刻な不況などに直面すれば、あるいはそうではなくても貧困な状態を間接的に見たり聞いたり、あるいは大学などで社会保障論などを受講すれば、ほぼ当然のこととして貧困を社会的問題としてとらえる。したがって関連する質問の回答はAが支配的となり、そのことを紋切り型に考えることもあるかもしれない。われわれもそれを、いわゆる生存権保障の考え方に結びつけて「怒り」を組織しようとしてきた面もあるだろう。

しかし、他方では、同じく貧困の要因を分解し

て問うなかでは、「計画的努力の不足」など個人的要因の支持も低くはない。とくに、焦点を貧困の要因ではなく、「貧困からの抜け出し」に合わせて問えば、「個人の努力責任」は当然のこととして受け止められる。なぜなら、行為主体としての回答当事者に焦点を当てた設問だからである。

端的に言えば、知識を問うような性格の設問と、生き方のなかで貧困を問うような設問では、当然反応は異なっていることが想定されてしかるべきであろう。つまり、人びとはある意味、局面に応じて貧困観の二つの性格を無意識にいわば「使い分け」していると考えるべきであろう。だがそのことは、われわれ自体、漠然と気づいていたものの、それ以上ではなかった。

だから実際には、貧困観はアンビバランスを含んでいても不思議はないのであり、たとえば次のようなこともよく見聞きするのである。すなわち、一方で団結や社会連帯が「未来を切り開く」と語られ、他方でたとえば「がんばる者は報われる」というように語られることがそれである。また、われわれのインタビュー結果やジャーナリストのすぐれた貧困レポートなどにみられる感想も同じである⁹⁾。

とくに、自分の過去において「苦労と成功」の歴史をもっている場合、貧困の要因を個人的要因と社会的要因に区分してたずねたとしても、前者の個人責任的貧困観が強く出てくることはあり得る。それだけでなく、民生委員児童委員やソーシャルワーカーといった当事者と向かい合っているひとたちもまた、専門家としての励ましなり、実践的解決を重視しているがゆえに、当事者をついつい責めることもあるだろう。実際、個人が物事に立ち向かうというとき、そしてそれを援助するとき、このような発想の強調はしばしば避けて通れない。というより、ソーシャルワークなどにはついてまとうことでもある。

(3) 自己責任と自由

以上のように、とくに行為主体に焦点をおけば、より強く個人責任的説明に傾きやすくなるだろうが、そのときに自らの視点としてわれわれがはっ

きりと意識しておかなければならないのは、当事者個々人の「主体的な力」の位置の確認といったことである。主として途上国を念頭に置いた貧困問題へのアプローチについて A. センは次のように述べている。

「これらの苦しみと闘うに際しては、さまざまな種類の自由が果たす役割を認識しなければならない……実際、これらの窮乏に立ち向かうとき最終的にもっとも重要なのは、個人の力である。その一方、私たちが個々に持っている力の自由は、われわれが手に入れることができる社会的、政治的、経済的機会によって条件付けられ、規制されることは避けられない。個人の力と社会的体制との間には深い相互補完性がある。個人的自由を中心に考えることが大切であるとともに、個人的自由の到達する範囲と限界に対する社会的影響力を同時に認めることも大切なのだ。私たちが直面する問題を解決するためには、個人的自由が社会的な目標になっていなければならない」(Sen 1999：訳書 iii-iv)。

このことは先進国でも当てはまるだろう。たとえば日本のような国で、不況のなかですでにそれ以前から底辺におかれていた国民のある部分に生活破綻が起き、たとえ社会責任説で「励まされて」も周囲の環境と闘うことには結びつかず、また個人責任説でひとりサバイバルしようとしてもその気力も萎えてしまう状態に陥ることもあるだろう。そこでは、個人的努力ではどうしようもない状態＝社会によって制限された状態のなかで、自分で自分の責任がとれなくなる状態に追い込まれることもあるだろう。それは、現代社会に生きる市民としての義務と責任といった点からも、かれらの生活がまさにインターロック状態にある（青木 2007：122-126）と見ることができる。それが個人と社会の双方の作用の結果物であるとしても、そうでないとしても、何らかの「自由裁量部分」を喪失してしまった状態であることには変わりはない。

このような状態をいわゆる「自己責任論」とも関わらせて評価するとき、センの解釈は参考にな

る。すなわち、「人々の自由を拡大するための社会的支援を主張することは、個人の責任の擁護であって、それに反対することではない。自由と責任のつながりは両方の方向に作用する。ある人に何かをする本質的な自由と基本的な潜在能力がなければ、その人にはそれをする責任はありえない。しかし何かをする自由と潜在能力を実際に持つことは、その人にそれをすべきかどうかを考える義務を課すのであり、ここに個人的責任が絡んでくる。この意味で、自由は責任にとって必要条件であるとともに十分条件なのである」(Sen 1999：訳書 327)。

しかし、以上のような解釈に気づかないとすると、このような自由の欠如状態も、新自由主義の流布のなかで見えなくなる。結果として、新自由主義の、いわばプロセス的な自由だけをバックにした「自己責任論」として浮き上がってしまい、実質的な機会の自由を前提にした本来の自己責任論との見分けがつかなくなってしまう。また他方で、「社会責任」だけを金科玉条のごとく繰り返しても、具体的な成果が見えない状況が続く限り、そこでは受け取る側と問題提起側との距離が埋まらない状態が固定化し、その壁が乗り越えられなくなるかもしれない。

4 現代日本の貧困観の対話のために —センとロールズから学ぶ—

(1) 貧困と「人間観の旋回」

貧困に対して人びとが対応する現実の姿はアンビバレンスな側面をもっていることを述べてきた。これは競争社会を生きている人びとには避けがたいことでもある。このような現実のなかでも、人間だれもが生きる上では自己責任は取りたいと考えることは普通だろう（障害もつ人びとの自己決定論の主張を想起したい）。先に、センは「本質的な自由と基本的な潜在能力がない」場合には責任が生じようがないとしていたが、ここで注目したいのは「潜在能力の欠如＝貧困」と定義する前提におかれているセンの人間観である。

たとえば、次のような説明である。すなわち、

『『受動者』(Patient)と『能動者』の古めかしい区分に従えば、経済学及び開発のプロセスを自由に中心にして理解することは、非常に能動者指向の見方である。適切な社会的機会を与えられれば、個々の人間は自分の運命を効果的に構築し、互いに助け合うこともできる。人間をもっぱら巧みな開発計画が生む利益の受け身の受益者としてみなす必要はない」(Sen 1999：訳書 10)。また、次のような解釈である。「私は『エージェント』を……そのもっとも古い—そして多分『もっともスケールの大きい』—意味で使っている。それは行動し変化をもたらす人物、……その人自身の価値と目的を基準に判断されるような人物のことである。この研究は、個人のエージェンシーの役割に特に深くかかわっている。一般的公衆の一員としての、そして経済的、社会的、政治的行動への参加者としての個人の役割（市場に参加することから、政治その他の分野における個人的あるいは共同行動に直接・間接に携わることに至るさまざまな役割）のことである」(Sen 1999：訳書 18)。

このようなセンの人間観に対比したとき、これまでの「貧困と人間」に関わる日常世界の言説というのは、ある意味薄っぺらな人間観や社会観、一方が人間のだらしなさを強調し、他方が単純に社会的責任だけを強調するような“ずれ”た議論が支配的であったかもしれない。あるいは、公的扶助の受給に関しては、受給の価値ある (deserving) 人間と価値のない (undeserving) 人間という区分で評価がなされてきたが、これもまた今でも日本では「パチンコ言説」と結びつけて語られているのはよく耳にする。しかしそれらが、人間行動の表面の一部から判断されているにすぎないと思っても、そのことを人びとに説得的に語るのはいささか容易ではない。

そのことは、Blaming the victim となることを避けつつ、同時に単純な Blaming the society だけに終わらせないという難しい課題に答えることが要請されていることを意味している。このとき、センが言及しているように、「個人の自由の確保」は社会のありようの関係で決まる、すなわち「個

人の自由は本質的に社会的な産物である。そして、(1)個人的自由を拡大する社会体制と、(2)個人の生活を改善するだけでなく、社会制度をもっと適切で有効なものにするために個人の自由を行使すること一の間には双方向の関係が存在する……」(Sen 1999：訳書 31 頁) という視点に立つことが大事となる。

それはまた、社会評価の基本的視点を以下のごとく述べることに繋がる。「ある社会が成功しているかどうかの評価は、主として、その社会の構成員が享受している個人的自由に基づいて下されることになる。評価に関するこの考え方は、伝統的な標準的なアプローチが効用、プロセス上の自由、あるいは実質所得など他の変数に情報の焦点を当てるのと違っている」(Sen 1999：訳書 17)。つまり、「金がなくても幸せを感じる」とか、「ともかくやろうと思えば何でもできる」とか、「金があれば何でもできる」というようなことではなく、「やりたいこと」「なりたいこと」の実際的な選択の自由(潜在能力の確保)こそが、社会評価の基本に据えられるべきだということである。

ここで、潜在能力の概念に関連して、J.ロールズのいわゆる「基本財(善)」概念との対比で言えば、センは「自分の目的を追求するための個人としての真の機会に焦点を当てるのが本当の目的ならば(ロールズがはっきりと勧めているように)、人それぞれが持っている『基本的なもの』だけでなく、その『基本的なもの』を自分の目標を促進する能力転換する過程を左右しう個人の特性も計算に入れなければならない」(Sen 1992：訳書 83) と言う。だから、「ある人の『潜在能力』とは、その人にとって達成可能な諸機能の代替的組み合わせを意味する。潜在能力はしたがって一種の自由」(訳書 84) なのである。

このようにみえてくると、貧困とは、エージェントとしての人間観を基礎においた場合の潜在能力が欠如した状態、日々の生活過程から自分の「ありたい状態」「なりたい状態」などを具体化あるいは「顕在化」(二宮 2007：80) させる力が奪われてしまっている状態ということができる。とくに「現

代の貧困」ということを意識して言えば、働いて自分の生活の責任を取りたい人間が、その責任をも取らせてもらえないままに呻吟している、押しつぶされているような状態である⁶⁾。

(2) 社会の基本構造と人間観の関連

センの文章において、個人の自由と社会体制とが相互補完的關係として存在することが強調されていたように、J. ロールズがその『正義論』において想定しているのは、「社会的協働ができる市民」の形成と「財産所有型民主制」と呼ぶ社会体制との相互補完的關係である。

ロールズによれば、その「社会的協働ができる市民」の形成のためには、市民の全生涯に渡る道理に適った人生の期待あるいは見込みの平等が確保されなければならない。すなわち、社会の不平等が格差原理によって是正されなければならない。その対象は、①その人の出自の階級による不平等、②その後に環境を通して規定されてくる不平等、③病気や失業など偶然事に対する不平等などである。もしそれをそのまま放置しておけば、どうなるのか。

ロールズがこういう場合想定しているのは、「背景的正義の維持に必要な規制を設けぬままに、そのような不平等の跋扈を放置するとすれば、自由で平等な市民の間で協働を行うための公正なシステムという社会の観念を真剣に取り上げていないことになってしまう」(Rawls 2001：訳書 96) という結果、二つの反応が生まれるということである。

すなわち「第一の反応の仕方では、われわれは不機嫌で憤慨するようになり、機会があれば、自分の状況に抗議して暴力的な行動をとる用意ができています。この場合、もっとも不利な状況にある人びとは辛辣であり、彼らは社会の正義構想を拒絶し、自分が抑圧されているとみなす。第二の反応の仕方はもっと穏やかなものである。つまり、われわれは政治社会から離れてゆき、われわれの社会的世界の中に退却する。われわれはのけ者にされていると感じ、孤立して世をすねてしまい、自分の思考と行動において正義原理を肯定するこ

とができない」(Rawls 2001: 訳書 225-226) という想定である。

これらを社会の「基本構造」との関係で言えば、以下のようにも想定している。

ひとつは現在のような「福祉国家型資本主義」の構造にある場合である。ここでは、「その目標は、何人も、基本的ニーズが充足されるほどほどの最低限度の生活水準を下回るべきではなく、だれもが、たとえば失業補償や医療扶助といった、不慮の事故や不運に対する一定の保護を受けるべきだということである。所得の再分配がこの目的に役立つのは、各期の終わりに援助を必要としている人びとを同定することができるときである。しかし、背景的正義が欠けており、所得や富における不平等があると、その構成員の多くが慢性的福祉に依存するような、挫折し意気消沈した下層階級が育つかもしれない。この下層階級は、ほったらかしにされていると感じ、公共的政治文化に参加しない」(Rawls 2001: 訳書 249)。

つまり、このような基本構造の下では、必要な「社会的ミニマム」といっても、それは「資本主義的福祉国家」に対応した「ほどほどの人間生活にとって不可欠なニーズをカバーするものとしてのミニマムという構想」(Rawls 2001: 訳書 27-228)であり、市民としてのコミットメントをめぐる緊張をある程度防ぐ可能性はあるものの、社会からの撤退といった行為などを防ぎきれないという特徴をもつとする。

いまひとつは、より進んだ「財産所有型民主制」では、「自由で平等な者とみなされた市民間の公正な協働システムとしての社会という観念を基本的諸制度において実現することが目標なのである。これを行うためには、基本的諸制度は、最初から、市民たちが平等の足場で十分に協働する社会構成員あるために十分な生産手段を広く市民たちの手に握らせなければならないのであり、少数の人びとだけのものにしてしまってはならない。こうした手段には物的資本と並んで人的資本も含まれる。つまり、知識と諸制度の理解、教育を受けた諸能力、そして訓練された技能である。このよう

にしてのみ、基本構造は、ある世代から次世代へとわたる純粋で背景的な正義を実現することができる」(Rawls 2002: 訳書 249)。それゆえ、「子どもの教育は、子どもたちが十分に協働する社会構成員となる準備を整え、かれらが自活するのを可能にするべきである」(Rawls 2001: 訳書 274)となる。

ロールズはたしかに貧困とは何か論じているわけではない。しかし、ある水準の社会的ミニマムを達成できない人びとの存在を意識しながら(それを貧困層と呼ぶかどうかは別にして)、つねに社会的協働ができる市民を再生産し続ける社会の構想が展開されている。このことは、いかなる社会においても必要なことだと思われるが、とりわけ日本にはいま求められていることでもある。その代表的な現象は、国民年金未納問題や国民健康保険滞納問題として現れている。ワーキングプアの問題は、個々人の生活・健康問題などと福祉国家の維持の課題が危機に瀕していることの象徴である。それだけでなく、ワーキングプアに代表されるような貧困が、不平等な社会構造と家族依存的な政策によって、世代的に再生産される傾向にあることも見ておく必要がある。

それは、社会の基本的構造に「公平としての正義」という視点が貫かれていない、すなわち不平等や不公正が存在すること示唆している。前著『現代日本の「見えない」貧困』で述べたように、「現代社会は、一面では『能力主義社会』であることに間違いはないが、他面では(本質的に)資源の不平等を持つ家族制度をなお社会制度の基盤に抱え込むことによって成り立つ社会システム、結果として貧困や排除された人びとにとっては『機会の平等』さえも実質的に保障されないような階層社会の限界を露呈させている社会ではないか。とくに最近のアメリカなどの福祉政策動向に代表される『家族責任重視』の政策展開は、むしろ結果的に『ライフチャンスの平等』に逆行してきているのではないか」(青木 2003)。とすれば、ロールズの言うように、市民の人生の見込み・全生涯にわたる見込みの不平等が克服されること、すなわ

ち「背景的正義」⁷⁾が求められている。このとき、「日本の格差など諸外国に較べて問題外とする小さなもの」とするような見解が、何の積極的な意義ももたないことは明らかであろう。

貧困の積極的議論を進めるために —おわりにかえて—

結局、二人とも、どのような人間を形成するのか＝どのような社会を形成するのか、といった視点から、貧困（潜在能力欠如）あるいは社会的不利（ミニマム）が検討されているとも読みとることができる。そしてそこには、（ネガティブな面を考慮に入れながら）ポジティブな、あるいは理念としても求めるべき人間観が、その前提におかれていると見ることもできる。

それは渡辺が指摘しているように（渡辺 2007：179）、日本の貧困研究の先学である河上肇の指摘とも重なるものである。河上は『貧乏物語』の冒頭で次のように述べている。「思うにわれわれ人間にとってたいせつなものはおよそ三ある。その一は肉体（ボディ）であり、その二は知能（マインド）であり、その三は靈魂（スピリット）である。しかして人間の理想的生活といえは、ひっきょうこれら三のものをば健全に維持し發育させて行くことにほかならぬ。……肉体（ボディ）と知能（マインド）と靈魂（スピリット）、これら三のものの自然的発達をば維持して行くがため、必要なだけの物資を得ておらぬ者があれば、それらの者のすべてこれを貧乏人と称すべきである」（河上 1947：14）。「人間としての理想的生活とは、……われわれが自分の肉体的生活、知能的生活及び道徳的生活の向上發展を計り……進んでは自分以外の他の人々の肉体的生活、知能的生活及び道徳的生活の向上發展を計るがための生活」（河上 1947：138-139）である。だが、河上の言う「進んでは自分以外の他の人びと」に目を向ける姿勢は弱い。

このことはいまや大きな日本社会の問題である。すでに言及したように、ハードワークをしても、がんばっても、貧困に陥ってしまう、そこから抜け出せないワーキングプアの状態が貧困の中

心に据わっている（個人や家族の限界）。しかも、労働組合による反撃も弱く、人びとの生活の危機が同時に福祉国家の危機としても顕在化しているからである（システムとしての社会の限界）。

塩野谷は福祉国家の危機と関わらせて次のように述べている。すなわち、「社会保障を実施する社会においては、それが成功するためには、個々人はシティズンとして、いったん個々人から外部化された福祉すなわち『脱市場化』および『脱家族化』された福祉を、あらためて社会の内に内部化する上での責任をもつ。これが個人に基礎をおく『社会責任』の観念であり、同時に社会に基礎をおく『個人責任』の観念である。このような『社会責任』および『個人責任』の前提として、市場及び企業制度が公正な機会均等を充たしていなければならない」（塩野谷 2002：331）⁸⁾。「福祉国家の危機はまさに、人びとが共同して社会責任を担わないという精神的危機にある」（塩野谷 2002：332）。

この場合、福祉国家自体が社会保険を中心に組み立てられていることから、連帯のなかに排除のメカニズムを内包している問題とも関わって（Spicker 1984：訳書 131、久塚 2007：260-278）、現在の日本の「福祉国家型資本主義」が、そのような「個人責任＝社会責任」を取らせないような仕組み（構造）になってしまっていることを見ておくべきである。しかも、塩野谷の言う「精神的危機」が何よりも「生活の危機」＝貧困を背景として生まれてきていることが重要である。

すなわち、これを福祉国家を支える人びとの生活様式と家計に注目して言えば、家計は収入によって規定されるより、「支出」によってむしろ規定されるようになり、いわゆる社会的固定経費と関連する準固定経費（保険掛金やローン返済など）及び社会的必要生活標準化の作用によって、家計の「自由裁量部分」が縮小し（馬場 2007：58-72）、結果としてさまざまな滞納や不払い問題が起きている。しかも、そのなかの貧困の現れのひとつが、はじめにも触れたように、肉体的健康・命の格差であり、それはアンケートにおいて、もっとも多くの人びとが貧困のもっとも代表的な状態とし

て、「必要なときに医者にかかれぬ」状況を挙げたことと符合している（先進国にも形成される絶対的貧困と言っていい）。責任には自由が保障されていなければならないとすれば、現段階はもっとも基本的な肉体的健全が保障されてないところに来てしまっている。

このように見ると、貧困の作られるプロセスも内容も、日本のような社会では途上国とは異なった位相にあることもよりはっきりする。周知の P. タウンゼントを引用すれば、彼はよく知られているように、相対的剝奪（貧困）を「通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されている」（Townsend 1974：訳書：19）状態としている。また次のようにも述べている。「剝奪という事実を識別し、その形態と程度を測るためには、人びとが演じることを期待されている役割、履行を期待されている義務、そして市民として共有し享受することを期待されている、習慣・アメニティ・活動のすべてを考慮に入れなければならない。これらの点を記録し、またそれらについての関心を持続することを通じてはじめて、剝奪と貧困の性格がどのように変わり、またどの程度変化したかを知ることができる」（Townsend 1983：訳書 110）。

貧困の相対的性格は、タウンゼントと論争していたセンもまた、「潜在能力の欠如」として貧困を絶対的に規定しながら、それが相対的に左右されるものであることを述べている。「所得でみた相対的欠乏は潜在能力の絶対的欠乏を生じさせる可能性がある。豊かな国で相対的に貧しいことは潜在能力という点で大きな不利になりうる。ある人の所得の絶対額が世界標準でみて高くてもである。一般的に豊かな国では同じ社会的機能を達成するための商品を買うのにより多くの所得が必要である。この考察—アダムスミスが『国富論』（1776年）で先駆的に説明している—は貧困の社会学的理解にとって中心的なことで……どんな『社会的疎外』の研究にとっても重要である」（Sen 1999：訳書 101）。

別稿ですでに述べたように（青木 2007b）、そう

は言っても人びとがもっている貧困観を前提とすれば、まずは相対的貧困像をわかりやすく対置することがますます必要であり、あるいは貧困にある主体への働きかけに関わって言えば、階級・階層による習慣や行動の差異をめぐる理解といったことでさえ、その間のギャップを埋めるための「橋渡し」の役割がソーシャルワーク的には求められてきている（Payne, DeVol & Smith 2001）。それは格差社会が進行し、固定化すればするほど、大所高所の課題ではないかもしれないが求められてくることでもある。加えて、労働組合運動はもちろんのこと、現代の社会においては、いかなる人間をいかなる社会のあり方と関わって形成していくか、このような大きな課題との関連で貧困も問題にされることが求められている。

センとともに潜在能力概念を強調する M. ヌスバウムの言うように、「人間とは、正しい教育と物的な支援が与えられるならば、これらの人間の機能の全てを十分に可能にする生き物である。すなわち、人間とは、問題となっている機能を果たすために……最低限のケイパビリティを持つ生き物である。もしこれらのケイパビリティが、リストに含まれる高次のケイパビリティに変換していくように育成されなかったら、それらは実りなく、中断され、幻影に終わるだろう」（Nussbaum 2000：訳書 98）。だとすれば、貧困はその社会の個々人のケイパビリティ変換の阻害要因との関連でとらえられねばならない。このことが、貧困観という表象の意味転換ともやがて関連してくるのではないだろうか。

注

- 1) それらは、本誌第 12 号（2006 年）、13 号（2007 年）、14 号（2008 年）の関連報告を参照。
- 2) ちなみに、アンケート対象者は、労働組合員 844 人（公務員 422 人、432 人）、大学生 873 人（東京、北海道）、専門学校生 281 人、M 町住民 138 人、民生委員・福祉関係者 1547 人（東京、北海道）、母子生活支援施設利用者 204 人などであった。
- 3) 「ここでとくに一言ふれておかなくてはならない

他者の反応の一側面がある。エゴは自分の都合のよい光のもとで自分自身を呈示するものであることを知れば、他者は目撃したことを二つの部分に区分する。すなわちひとつは主として口頭による主張で、思うように操作することが比較的容易な部分であり、他はエゴが主として何気なくしている表出から取り出されるもので、ほとんどが彼が気にとめていないか、統制できないような部分である。そこで他者はエゴの表出行動のうち彼には支配し得ないと考えられる部分を、彼が支配しうる部分によって伝達されるものの妥当性を照合する手がかりとして利用することがある。この際、コミュニケーション過程に存在する基本的非対称性が露呈するのである。おそらくエゴは自分のコミュニケーションのただひとつの流れだけにしか気づかず、目撃者はおそらく別々のコミュニケーションに気づいている」(Goffman 1959: 訳書 8)。

- 4) 「アンビバランスの社会学理論は、……パーソナリティではなく、社会構造に言及するものである。もっとも広い意味では、社会学的アンビバランスは、社会における地位ないし地位群に伴う態度、信念及び行動の相矛盾する規範的期待を指している。他方、もっとも狭い意味では、社会学的アンビバランスは、単一な社会的地位の単一な役割(たとえば医者診療医としての役割がこれであって、研究者、管理者、専門的仲間、医師会のメンバーとしての医者のもつ他のさまざまな役割とは区別される)にみられる相矛盾する規範的期待をいう。この種のアンビバランスは、役割と地位との社会的規定のなかにあるのであって、特定タイプのパーソナリティにあるのではない」(Merton 1963: 訳書 376)。
- 5) アメリカでベストセラーにもなった『ワーキングプア』において、著者 D. シップラーが指摘しているように、そう単純に人びとは二つの貧困要因を区別してとらえているわけではない。シップラーはこう叙述している。「もちろん、実際には、人々は単純に神話(アメリカンドリーム: 引用者注)や反神話を信じたりするものではない。この本の中の人々は、どうすることもできないわけでもなく、といって何でもできるのでもない。個人と社会の責任という両

極のサイドの間の範囲に沿ったどこかの、さまざまな地点の上に立っている。それぞれの人生は、間違った選択や不幸、取らなかった進路と生まれや環境という偶然の出来事によって取ることでできなかった進路の複合物なのである」(Shipler 2004: 6)。また次のようにも述べている。「実際には、あらゆる家族にとって、貧困の構成要素は、一部分は財政のことであり、一部分は心理的なことであり、一部分は個人的なことであり、一部分は社会的なことであり、一部分は過去のことであり、一部分は現在のことである。あらゆる問題がほかの問題のインパクトを増大させ、すべてがタイトにインターロックされているので、一つの失敗がもともとの要因からははるかに大きな結果をとめない、連鎖的な反応を生み出す」(Shipler: 11)。

- 6) わかりやすくさらにセンの貧困の定義からすれば、「～～がある」(たとえばテレビが、パソコンが、クーラーが)というのではなく、「～～ができる」という視点からみたとき、なお家族依存型の福祉国家システムの特徴を持つ日本において、貧困・低所得ゆえに子どもを高等教育に進学させるのができない、税金や各種保険料を払うことができない、自分の健康も守ることもできない、果ては親族の結婚式や葬式にもお祝い金や香典を持って出席することもできない、したがって十分な近所づきあいもできない、というような現象を何と呼べばいいのかと問えば、これらは貧困という以外適当な言葉は見つからない。
- 7) ここで背景的正義とは「背景的正義の内容をもっと具体的に言えば、第1に政治的諸自由の公正な価値の実現、第2に機会の公正な平等の実現、そして第3に、経済的・社会的格差が全体の利益、もっと正確に言えば、もっとも不利な状況にある社会構成員の利益に効果的な仕方でも貢献することを促進すること」(Rawls 2001: 訳書 90)である。
- 8) また後藤は関連して次のように述べている。「経済活動におけるこのような悪循環は、他者とのコミュニケーションなどの社会的活動や投票行動などの政治的活動、さらには行為主体的自由の行使のために前提とされていた能力や意欲それ自体への

制約へと波及する危険性を持つ。このように、主体的活動における機会と結果的関連を通じて累積化していく偶然的影響に着目するとき、自由と平等の間には対立以上の関係が見えてくる。すなわち、今、広義の自由を、多様な価値や目的を追求する個人の自由な意思に基づく責任主体な活動と定義しよう。このとき、そのような可能性を保証するためには、単に個人の意思の自由に基づく活動を妨げないという意味での消極的自由が養成されるのみならず、個人の意思とは無関係に個人の活動の実質的な機会を縮減し、個人の主体性それ自身を侵食する恐れのある自然的・社会的偶然を社会的に調整するような積極的自由が要請される。社会保障制度とは、そのような目的のもとに競争市場メカニズムを補完する制度に他ならない。したがって、社会保障制度が分配後の帰結に着目するとすれば、その意図は、財の分配状態の平等を達成することではなく、広義の自由の観点から、個々人に対して平等な配慮をなすことにありと解されなければならない」（後藤 2002：40）。

文献

- 1) 青木紀 (2005) 「現代日本の『貧困観』に関する研究準備ノート」『本誌』第11号。
- 2) 青木紀 (2007a) 「インターロックされ、リンクしている社会福祉の対象—実証的研究が示唆すること—」『社会福祉学』Vol.48-2。
- 3) 青木紀 (2007b) 「社会意識：相対的貧困像の対置」（青木・杉村『後掲書』）。
- 4) 青木紀・杉村宏 (2007) 『現代の貧困と不平等—日米の貧困の現実と反貧困戦略』明石書店。
- 5) 安保則夫 (2005) 井野瀬久美恵・高田実 (編) 『イギリス労働者の貧困と救済—救済法と工場法』明石書店。
- 6) 岩田正美 (2004) 「デフレ不況下の『貧困の経験』」（樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況—デフレで働き方、暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社）。
- 7) Berger, P. L. & Luckmann, T. (1966) *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*. (= 山口節郎訳『現実の社会的構成—知識社会学論考—』新曜社、新版、2003)
- 8) Crossly, Nick. (1996) *Intersubjectivity: The Fabric of Social Becoming*, Sage Publications Ltd. (= 西原和久訳『間主観性と公共性—社会生成の現場—』新泉社、2003)
- 9) Goffmann, E. (1959) *The Presentation of Self in Everyday Life*, Doubleday & Company Inc. (= 石黒毅訳『行為と演技—日常生活における自己呈示』誠心書房、1974)
- 10) 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学—ロールズとセン』東洋経済新報社。
- 11) 久塚純一 (2007) 「社会連帯の創造と排除」（岡澤憲英・連合生活開発研究所編『福祉ガバナンス宣言—市場と国家を超えて』日本経済評論社）。
- 12) 毛利健三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究—社会保障発展の諸各期—』東京大学出版会。
- 13) Merton, R. K. (1963) *Sociological Ambivalence* (= 森東吾・森好夫・金澤実訳『社会理論と機能分析』青木書店、復刻版、2005)
- 14) Mills, C. Wright (1959) *The Sociological Imagination*, Oxford University Press. (= 鈴木広訳『社会学的想像力』紀伊國屋書店、1965)
- 15) 二宮厚美 (2007) 『格差社会の克服—さらば新自由主義』山吹書店。
- 16) Nussbaum M. (2000) *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press (= 池本幸生・田口さつき・坪井ひとみ訳『女性と人間開発—潜在能力アプローチ』岩波書店、2005)
- 17) Payne, R. K., DeVol, P. E. & Smith, T. D. (2001) *Bridges out of Poverty: Strategies for Professionals and Communities*, aha! Process Inc.
- 18) Putnam R. D. (2004) *Bawling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster (= 柴内康文訳『孤独なボーリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』柏書房、2006)
- 19) Rank, M. R. (2005) *One Nations Underprivileged: Why American Poverty Affects Us All*,

- Oxford University Press.
- 20) Rorty, R. (1989) *Contingency, Irony, and Solidarity*, Cambridge University Press (＝斎藤純一・山岡龍一・大川正彦訳『偶然性・アイロニー・連帯ーリベラル・ユートピアの可能性』岩波書店、2000)
- 21) Rawls, J. (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press (＝田中成明・亀本洋・平井亮輔『公正としての正義 再説』岩波書店、2004)
- 22) Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press (＝池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討ー潜在能力と自由ー』岩波書店、1999)
- 23) Sen, A. (1999) *Development as Freedom*, Alfred A. Knof. (＝石塚雅彦『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000)
- 24) 曾野綾子 (2007) 『貧困の光景』新潮社。
- 25) Shipler, David K. (2004) *The Working Poor: Invisible in America*, Alfred A. Knof. (＝森岡孝二訳『ワーキングプアーアメリカの下層社会』岩波書店、2007)
- 26) Spicker, Paul (1984) *Stigma and Social Welfare*, Creem Helm Ltd. (＝西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠心書房、1987)
- 27) Townsend, P. (1974) 「相対的収奪としての貧困ー生活資源と生活様式」(＝高山武志訳『イギリスにおける貧困の論理』光生館、1977)
- 28) Townsend, P. (1983) 「貧困理論と社会政策の役割」(＝大山博・武川正吾・平岡公一訳『イギリス社会政策論の新潮流ー福祉国家の危機を超えて』法律文化社、1995)

(北海道大学大学院教育学研究院・教授)